

第12期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都港区高輪四丁目10番30号
品川プリンスホテル
メインタワー30階「ダイヤモンド30」

議案

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 資本準備金の額の減少及び剩余金の処分の件
- 第3号議案** 監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役2名選任の件

議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後6時まで



SORACOM



株式会社ソラコム

証券コード：147A

ビジョンとミッション

世界中のヒトとモノをつなげ共鳴する社会へ

ソラコムは創業以来このビジョンを掲げています。ミッションとしては、最も顧客至上主義な会社としてテクノロジーの民主化を掲げ、すべてのヒトのビジョンの実現を支え、テクノロジーで世の中のイノベーションを加速させることを目指しています。

企業概要

IoT (Internet of Things) のサービス創出を簡単に

現在あらゆるモノがインターネットにつながるIoTが世界的に加速しています。IoTの導入によって、労働力不足やサステナビリティといった様々な社会的な課題を解決することが望まれています。しかし、デバイスの多様化、データ通信の複雑化、テクノロジーの高度化は益々進み、企業のIoT導入にはハードウェア、ソフトウェア、通信、セキュリティ、生成AIと多くの技術要素が複雑に絡む様々な課題への対処が必要です。

当社グループは、顧客企業がIoTを導入・運用する際に直面する共通課題を解決するIoTプラットフォーム「SORACOM」（以下、「当社プラットフォーム」といいます。）を提供しています。顧客企業は、当社プラットフォームの利用で、迅速・効率的にIoTサービスを立ち上げることができます。さらにエコシステムパートナー企業にはプラットフォームを補完する多様なサービスの提供をいただき、共にIoTのエコシステムを発展させています。

当社プラットフォームを活用したサービスとして、これまで、日本瓦斯株式会社のスマートメーター「スペース蛍」、ヤマト運輸株式会社の「クロネコ見守りサービス」など、社会に貢献する様々なIoTサービスが、業界、企業規模を問わず多岐に渡り輩出されています。



TOP MESSAGE

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は創業以来、「世界中のヒトとモノをつなげ共鳴する社会へ」というビジョンを掲げ、クラウドのようにイノベーションを生む原動力となるグローバルプラットフォームを目指してまいりました。

現在、IoT プラットフォーム「SORACOM」は186の国・地域、430超の通信キャリアでサービスを提供し、製造・エネルギー・ヘルスケア・農業といった産業領域から、スタートアップの新規ビジネスに至るまで、世界中で多様なイノベーションを支援しています。

今後は、成長戦略の3本柱である「グローバル展開の拡大」「戦略的アライアンスの強化」「生成AI×IoT（AI of Things）の推進」を着実に実行し事業を拡大してまいります。加えて、2024年10月に株式会社キャリオットを連結子会社化し、2025年8月には丸紅グループのIoT/MVNO事業を連結子会社化する予定であり、グループ一体となった成長を図ります。

生成AIの急速な普及は、多くの企業に新たなビジネスチャンスをもたらしています。IoTによるデータ収集・制御とAIによる判断・分析を融合し、お客様のイノベーションと新たな価値創造を力強く後押ししてまいります。

日本発のIoTプラットフォーム企業として、グローバルNo.1を目指して歩みを進めると同時に、持続可能な社会の実現やさまざまな社会課題の解決に貢献できるよう全力を尽くす所存です。これらの取り組みを通じて、中長期的な企業価値と株主価値の向上を実現してまいります。

株主の皆さんにおかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 CEO

玉川 憲



株主各位

証券コード 147A

2025年6月6日

(電子提供措置の開始日 2025年6月3日)

東京都港区元赤坂一丁目5番12号住友不動産元赤坂ビル9階

(本店所在地：東京都世田谷区玉川四丁目5番6号尾嶋ビル3階)

株式会社ソラコム

代表取締役社長 玉川 憲

第12期定時株主総会招集ご通知

拝 啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第12期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://soracom.com/ja/ir>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所
ウェブサイト

[https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.
do?Show=Show](https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show)



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名（ソラコム）又は証券コード（147A）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会の模様につきましては、後日オンデマンド配信を行う予定です。オンデマンド配信では議決権行使いただくことはできませんが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1		日時	2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）	
2		場所	東京都港区高輪四丁目10番30号 品川プリンスホテル メインタワー30階「ダイヤモンド30」 (末尾に株主総会会場ご案内図を記載しております。)	
3		目的事項	報告事項	1. 第12期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第12期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
			決議事項	第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件 第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時00分到着分まで



インターネットで議決権を
行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

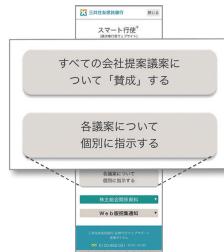
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

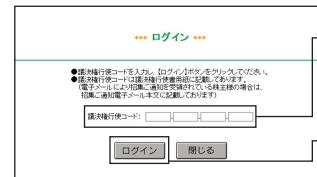
議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

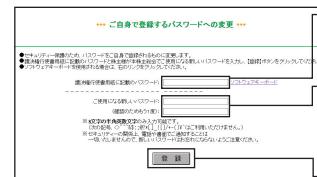
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

議案及び参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 定時株主総会の開催日を柔軟に設定することにより、株主の皆様との建設的な対話を促進するため、定期株主総会の招集の時期、その議決権の基準日、及び配当基準日を変更するものであります。
- (2) 取締役会の機動的な運営のため、監査等委員でない取締役の員数を現在の8名以内から5名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 (招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。 2 (条文省略) 3 (条文省略) (定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。 第13条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 (招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、 <u>第12条</u> に定める定時株主総会の基準日後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>4月30日</u> とする。 第13条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社の監査等委員でない取締役は <u>8名</u> 以内とする。 2 (条文省略)	第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第18条 当会社の監査等委員でない取締役は <u>5名</u> 以内とする。 2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条～第31条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第32条～第33条 (条文省略)</p> <p>第6章 計 算 (事業年度)</p> <p>第34条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>2 当会社の中間配当を行う場合の配当の基準日は毎年9月30日とする。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 (条文省略)</p>	<p>第19条～第31条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算 (事業年度)</p> <p>第34条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当会社の期末配当の基準日は、毎年<u>4月30日</u>とする。</p> <p>2 当会社の中間配当を行う場合の配当の基準日は毎年9月30日とする。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p>

第2号議案

資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、現在生じている利益剰余金の欠損を補填し財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の全部を繰越利益剰余金に振り替える手続きを実施したいと存じます。

本議案は、発行済株式数を変更することなく資本準備金の額を減少するものであるため、株主の皆様が所有する株式数や業績に影響を与えるものではありません。

また、今回の資本準備金の額の減少において当社の純資産額に変更はございませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものでもございません。

1. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

2025年3月31日現在の資本準備金の額6,274,214,069円のうち478,102,318円を減少し、5,796,111,751円といたします。なお、当社が発行している新株予約権が、資本準備金の額の減少が効力を生ずる日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3) 資本準備金の額の減少の効力発生日

2025年6月30日を予定しております。

2. 剰余金の処分の内容

上記1の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、当該減少により増加するその他資本剰余金の額478,102,318円の全額を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 478,102,318円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 478,102,318円

(3) 剰余金の処分の効力発生日

2025年6月30日を予定しております。

第3号議案

監査等委員でない取締役4名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員であるものを除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、候補者につきましては、取締役会の諮問機関である過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会の審議を経たうえで取締役会にて決定しております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりあります。

候補者番号	氏名	現在の役職	取締役会の出席回数
1	玉川 崇 たま がわ けん 	代表取締役社長CEO 再任	12回/12回 (100%)
2	安川 健太 やす かわ けん た 	常務取締役CTO 再任	12回/12回 (100%)
3	五十嵐 知子 いがらし ともこ 	取締役CFO 再任	12回/12回 (100%)
4	藤井 彰人 ふじ い あき ひと 	取締役 再任	12回/12回 (100%)



候補者番号

1

たまがわ
けん
玉川 憲

(1976年1月10日生)

再任

所有する当社の株式数

2,905,470株

保有する当社の新株予約権
の目的となる株式の数

574,530株

現在の役職

代表取締役社長CEO

取締役会の出席回数

12/12

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 日本IBM株式会社入社

2010年9月 アマゾンデータサービスジャパン株式会社入社

2014年11月 株式会社ヴィコネック（現当社）設立。代表取締役社長就任（現任）

重要な兼職の状況

Soracom Global, Inc. Director

取締役候補者とした理由

玉川憲氏は、2014年の当社設立以来、代表取締役社長CEOとして当社グループ全体の経営の指揮を執り、グローバルIoTプラットフォーム「SORACOM」の世界展開をはじめ、当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。



候補者番号

2

やすかわ けんた
安川 健太

(1980年8月11日生)

再任

所有する当社の株式数

1,380,000株

保有する当社の新株予約権
の目的となる株式の数

767,000株

現在の役職

常務取締役CTO

取締役会の出席回数

12/12

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2008年4月 エリクソン・ジャパン株式会社入社
2012年6月 アマゾンデータサービスジャパン株式会社入社
2015年2月 当社取締役就任
2017年8月 当社常務取締役就任（現任）

重要な兼職の状況

Soracom Global, Inc. CEO

取締役候補者とした理由

安川健太氏は、当社創業メンバーの一人であり、当社の常務取締役CTOとして長年に亘り当社の経営を牽引しております。テクノロジーの民主化を掲げ、イノベーションの加速を進めている当社にとって重要なCTOとしてエンジニア部門を管掌し、業務を執行するとともに、当社の持続的成長と企業価値向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ創業者としての理念と強力なリーダーシップにより、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。



候補者番号

3

五十嵐 知子

(1963年6月30日生)

再任

所有する当社の株式数

9,900株

保有する当社の新株予約権 の目的となる株式の数

86,412株

現在の役職

取締役CFO

取締役会の出席回数

12/12

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月 國際電信電話株式会社（現KDDI株式会社）入社

2017年 8月 当社取締役就任（現任）

2021年10月 当社に転籍

重要な兼職の状況

SORACOM CORPORATION, LTD. Director

Soracom Global, Inc. Director

取締役候補者とした理由

五十嵐知子氏は、2017年の当社取締役就任以来、財務・経理部門、総務企画、統制整備により当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ専門性により、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。



候補者番号

4

ふじい あきひと
藤井 彰人

(1970年10月26日生)

再任

所有する当社の株式数

一株

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数

一株

現在の役職

取締役

取締役会の出席回数

12/12

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1993年 4月 富士通株式会社入社
1997年 2月 サン・マイクロシステムズ株式会社入社
2009年 4月 グーグル株式会社入社
2013年 4月 KDDI株式会社入社
2017年 8月 当社取締役就任（現任）
2019年 1月 Scrum Inc. Japan株式会社 取締役就任（現任）
2019年 2月 株式会社エナリス 取締役就任
2022年 4月 株式会社KDDIウェブコミュニケーションズ 取締役就任
2022年 4月 アイレット株式会社 取締役就任
2022年 5月 KDDI Digital Divergence Holdings 株式会社 代表取締役社長就任（現任）
2022年 7月 KDDI アジャイル開発センター株式会社 代表取締役会長就任
2023年 4月 KDDI株式会社 執行役員 ソリューション事業本部（現ビジネス事業本部）グループ戦略 本部副本部長就任
2023年 4月 株式会社フライワイル 取締役就任（現任）
2024年 4月 株式会社ELYZA 取締役（現任）
2025年 4月 KDDI株式会社 執行役員 先端技術統括本部長就任（現任）

重要な兼職の状況

- KDDI株式会社 執行役員
KDDI Digital Divergence Holdings 株式会社 代表取締役社長
Scrum Inc. Japan株式会社 取締役
株式会社フライワイル 取締役
株式会社ELYZA 取締役

取締役候補者とした理由

藤井彰人氏は、2017年のKDDI株式会社からの出資以来、取締役としてKDDIグループとの事業シナジー創出を含め、当社グループ全体の企業価値の向上に貢献しております。今後も、同氏が持つ強力なリーダーシップにより、当社グループ全体の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 当社は、藤井 彰人氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、同氏が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。本議案が承認可決された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役候補者全員がその被保険者に含まれます。保険料は全額当社が負担することとしており、当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が補填されます。本議案が承認可決され、取締役候補者が取締役に就任した場合は、その全員が引き続き当該保険契約の被保険者となります。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
3. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。

第4号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役入山章栄氏及び伊佐山元氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



候補者番号
1

いりやま あきえ
入山 章栄

(1972年12月8日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1998年4月 株式会社三菱総合研究所入所
2008年9月 米ニューヨーク州立大学バッファロー校スクール・オブ・マネジメント助教授就任
2013年9月 早稲田大学大学院早稲田大学ビジネススクール准教授就任
2016年5月 株式会社マクロミル社外取締役就任
2019年4月 早稲田大学大学院早稲田大学ビジネススクール教授就任（現任）
2019年6月 ロート製薬株式会社社外取締役就任（現任）
2020年6月 三櫻工業株式会社社外取締役就任（現任）
2020年12月 株式会社セプテニ・ホールディングス社外取締役就任（現任）
2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）

重要な兼職の状況

- 早稲田大学大学院 早稲田大学ビジネススクール教授
ロート製薬株式会社社外取締役
三櫻工業株式会社社外取締役
株式会社セプテニ・ホールディングス社外取締役

社外取締役候補とした理由及び期待される役割

入山章栄氏は、グローバル経営を専門分野とする研究者としての専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を有していることから、経営陣とは独立した立場からの経営の監督を期待し選任をお願いするものです。

所有する当社の株式数

一株

保有する当社の新株予約権の目的となる株式の数

39,028株

現在の役職

監査等委員である取締役

取締役会の出席回数

12/12

監査等委員会の出席回数

12/12



候補者番号

2

い　さ　や　ま　　げ　ん
伊佐山 元

(1973年2月26日生)

再任

所有する当社の株式数

一 株

保有する当社の新株予約権
の目的となる株式の数

18,400株

現在の役職

監査等委員である取締役

取締役会の出席回数

12/12

監査等委員会の出席回数

12/12

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1997年4月 株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
2003年9月 DCM Ventures パートナー就任
2013年7月 World Innovation Lab General Partner & CEO就任（現任）
2016年10月 Intertrust Technologies Corporation 社外取締役就任（現任）
2017年6月 株式会社BlueLab 社外取締役（現任）
2021年6月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任）
2023年4月 みずほイノベーション・フロンティア株式会社 社外取締役（現任）
2023年9月 株式会社UPSIDER 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- World Innovation Lab General Partner & CEO
株式会社WIL 代表取締役
Intertrust Technologies Corporation 社外取締役
株式会社Blue Lab 社外取締役
みずほイノベーション・フロンティア株式会社 社外取締役
株式会社UPSIDER 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

伊佐山元氏は、World Innovation Lab のGeneral Partner & CEOとして、ベンチャーキャピタル事業における長期の職務経験と他の会社における役員としての豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有しており、経営全般及び企業投資に関する助言・提言を期待して選任をお願いするものです。

- (注) 1. 入山章栄氏及び伊佐山元氏は、社外取締役候補者であります。
2. 入山章栄氏及び伊佐山元氏の選任が承認された場合には、両氏は、引き続き東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
3. 入山章栄氏及び伊佐山元氏は2021年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって4年間であります。
4. 当社は、入山章栄氏及び伊佐山元氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております、当該契約に基づく責任限度額は、両氏が職務を行うにつき、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の最低責任限度額としてあります。
5. 当社は、保険会社との間に会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役候補者はその被保険者に含まれます。保険料は全額当社が負担することとしており、当該保険契約により被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が補填されます。本議案が承認可決され、取締役候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。
6. 両氏と当社との間には特別の利害関係はございません。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の高収益と賃上げで緩やかに回復するも、物価高と海外での保護主義の台頭による不透明さが増しています。米国経済は堅調な労働市場に支えられていますが、政策とインフレ動向に注視が必要な状況にあります。欧州経済は持ち直し傾向にあるものの、高金利と地政学リスクが不確実要因となっている状況が継続しています。

このような状況の下、ITサービス分野において、IoT技術は、日本の喫緊の課題である少子高齢化や人口減少に伴う労働力不足、生産性向上といった社会課題の解決に貢献することが一層期待されています。また、企業における業務効率化ニーズの高まりを背景にICT（情報通信技術）の活用が加速する中、今後もIoTは社会インフラや産業高度化においてますます重要な役割を担っていくと予測され、当社が果たすべき役割はますます高まるものと認識しております。加えて、2024年以降、生成AIの社会実装と活用が急速に進んでおり、政府によるAI戦略の推進や、データ活用基盤の整備といった動きも活発化しています。当社グループにおいても、AIoT（AI of Things）として、顧客への新たな価値提供を目指し、生成AIを活用したサービスの高度化や新規事業の探索、技術研究開発を積極的に推進しております。

当連結会計年度の業績については、課金アカウント数（注1）（注3）やARPA（注2）（注3）が伸びたことにより、リカーリング収益（プラットフォーム利用料）による継続収入が6,562,193千円（前期比21.9%増）と好調に推移しました。課金アカウント数は継続的に伸びて8千8百となり、ARPAは前期比10.4%増加の760千円となりました。一方で、商品販売とその他の売上からなるインクリメンタル収益については、一部期ずれ案件もあり2,430,837千円（前期比4.5%減）となりました。

当社グループは日本発のグローバル企業として海外展開の取り組みを行って参りました。その結果、海外売上高の比率は、前期比5.4ポイント増加の41.8%となりました。

また、販売費及び一般管理費については、人材投資、イベント出展による広告宣伝など積極的な投資を行った結果、4,376,526千円（前期比16.2%増）、販管費率は47.5%から48.7%となりました。さらに営業外費用として、円安の影響による為替差損26,323千円、特別損失として、投資有価証券評価損198,302千円を計上しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は8,993,031千円（前期比13.4%増）、営業利益は656,539千円（前期比9.7%減）、経常利益は619,617千円（前期比2.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は352,716千円（前期比27.4%減）となっております。

なお、当社はIoTプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載しておりません。

（注1）課金アカウント数は、1ヶ月の間にリカーリング収益が発生した口座数をいいます。同一の顧客企業等が部署や業務別に複数の口座を有する場合が含まれております。

（注2）Average Revenue Per Accountの略称。1アカウントあたりの平均売上金額を示す指標を意味します。

（注3）株式会社キャリオットを除いております。

■ 業績サマリー

売上高	8,993,031 千円	前期比	13.4 %増	↗
リカーリング収益	6,562,193 千円	前期比	21.9 %増	↗
売上総利益	5,033,066 千円	前期比	12.0 %増	↗
EBITDA（注）	833,926 千円	前期比	△0.2 %減	↘
営業利益	656,539 千円	前期比	△9.7 %減	↘
親会社株主に帰属する当期純利益	352,716 千円	前期比	△27.4 %減	↘

(注) EBITDA=営業利益+減価償却費+のれん償却額+株式報酬費用

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は324,018千円であり、主な内容はソフトウェアの開発等によるものであります。当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式の発行により、2024年4月24日に1,287,956千円の資金調達を行いました。

また、金融機関より、成長戦略のための資金として長期借入金1,000,000千円の資金調達を行っております。

(4) 対処すべき課題

IoT関連業界においては、大手通信事業者（MNO）や各種MVNO事業者まで多数の企業が参入しサービスを提供しており、社会のニーズに応えていくことが一層期待されています。

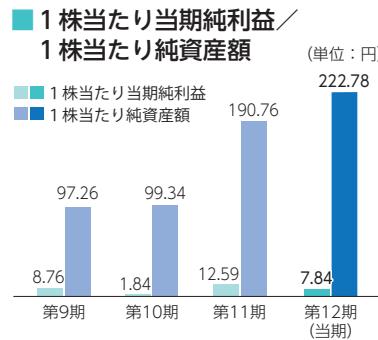
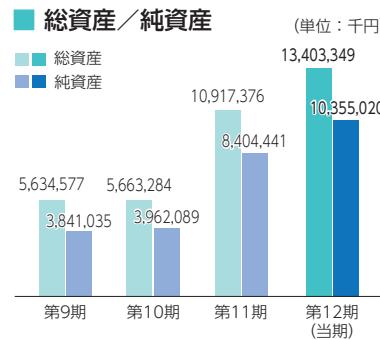
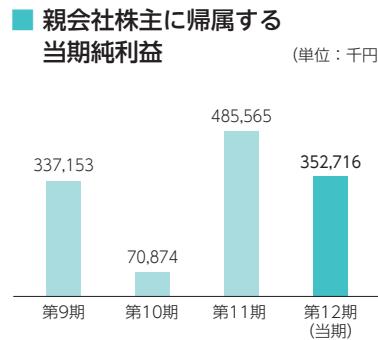
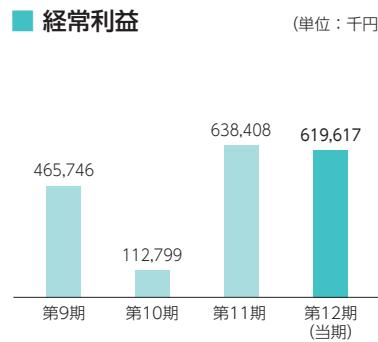
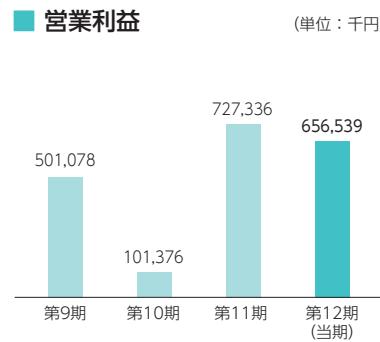
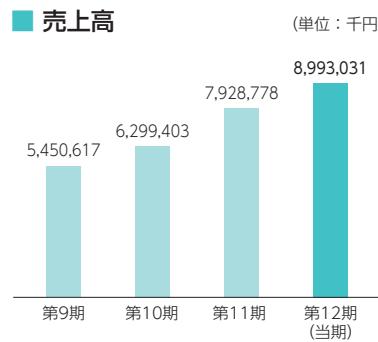
このような環境の下、当連結会計年度において、当社グループは日本初のグローバル企業として世界展開を目指しており、一段上のトップライン成長の実現に向けて①グローバル展開、②優秀な人材の採用と育成、③新サービス及び新機能の拡充、④パートナーエコシステムの拡大を推進してまいりました。特に、優秀な人材の採用については、海外子会社を含め積極的に行い、グローバルなマーケティング活動を行う礎を構築いたしました。

当連結会計年度における活動を糧としてグローバル展開を行い、市場認知の更なる向上及び国内における大口顧客の増加を対処すべき課題と認識し、事業展開してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分		2021年度 第9期	2022年度 第10期	2023年度 第11期	2024年度 第12期 (当期)
売上高	(千円)	5,450,617	6,299,403	7,928,778	8,993,031
営業利益	(千円)	501,078	101,376	727,336	656,539
経常利益	(千円)	465,746	112,799	638,408	619,617
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	337,153	70,874	485,565	352,716
1株当たり当期純利益	(円)	8.76	1.84	12.59	7.84
総資産	(千円)	5,634,577	5,663,284	10,917,376	13,403,349
純資産	(千円)	3,841,035	3,962,089	8,404,441	10,355,020
1株当たり純資産額	(円)	97.26	99.34	190.76	222.78

(注) 当社は、2022年12月30日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。第9期連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
Soracom Global, Inc.	500千USD	100.0%	IoTプラットフォーム事業
SORACOM CORPORATION, LTD.	700千GBP	100.0%	IoTプラットフォーム事業
株式会社キャリオット	49,400千円	51.0%	車両管理IoT SaaS事業

(7) 主要な事業内容

IoTプラットフォーム事業

(8) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
本店	東京都世田谷区玉川四丁目5番6号尾嶋ビル3階
本社	東京都港区元赤坂一丁目5番12号住友不動産元赤坂ビル9階

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
176 名	26 名

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	937,501千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 153,000,000株
(2) 発行済株式の総数 45,153,515株
(3) 株主数 11,728人
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
KDDI株式会社	19,201,109株	42.52%
WiL Ventures III, L.P.	3,261,200	7.22
玉川 憲	2,905,470	6.43
船渡 大地	2,880,000	6.38
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,672,900	3.70
安川 健太	1,380,000	3.06
セコム株式会社	962,400	2.13
ソニーグループ株式会社	962,400	2.13
日本瓦斯株式会社	962,400	2.13
株式会社日立製作所	962,400	2.13
ソースネクスト株式会社	962,400	2.13

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第7回新株予約権 (ストック・オプション)	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	
発行決議日	2020年3月13日	2020年3月13日	
新株予約権の数	320,918個	293,500個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 962,754株	普通株式 880,500株	
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない	新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 1,413円 (1株当たり 471円)	新株予約権1個当たり 1,413円 (1株当たり 471円)	
権利行使期間	自 2022年3月31日 至 2030年3月13日	自 2022年3月31日 至 2030年3月13日	
行使の条件	(注) 2	(注) 2	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 25,470個 目的となる株式数 76,410株 保有者数 1名	新株予約権の数 151,500個 目的となる株式数 454,500株 保有者数 1名

	第9回新株予約権 (ストック・オプション)	第20回新株予約権 (ストック・オプション)
発行決議日	2020年3月13日	2022年5月11日
新株予約権の数	170,540個	31,080個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 511,620株	普通株式 93,240株
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり 574円	新株予約権と引換に金銭の払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり 1,413円 (1株当たり 471円)	新株予約権 1個当たり 3,507円 (1株当たり 1,169円)
権利行使期間	自 2022年3月31日 至 2030年3月13日	自 2024年6月 1日 至 2032年5月11日
行使の条件	(注)2	(注)3
役員の保有状況	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 新株予約権の数 170,540個 目的となる株式数 511,620株 保有者数 2名	新株予約権の数 24,204個 目的となる株式数 72,612株 保有者数 1名
	取締役 (監査等委員) —	新株予約権の数 6,876個 目的となる株式数 20,628株 保有者数 1名

- (注) 1. 2022年11月9日の取締役会決議により、2022年12月30日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「目的となる株式数」が調整されております。
2. (1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員又は契約社員の地位を保有していることとします。
- (2)相続その他の一般承継により新株予約権を取得したものによる新株予約権の行使は認めないこととします。
- (3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権行使することができないものとします。
- (4)新株予約権者は次に定める個数を超えない範囲においてのみ本新株予約権行使できるものとします。なお、権利行使開始日とは、新株予約権の行使期間で、本新株予約権の目的たる株式が、国内外いずれかの金融商品取引所に上場した日をいうものとします。
- ①権利行使開始日から1年間
割り当てられた本新株予約権の個数の25%
- ②上記①の期間末の翌日から1年間
割り当てられた本新株予約権の個数の50%
- ③上記②の期間末の翌日から1年間
割り当てられた本新株予約権の個数の75%
- ④上記③の期間末の翌日から1年間
割り当てられた本新株予約権の個数の100%
- ⑤上記④の期間末日の翌日以降
割当数の100%
- (5)前各項にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権行使できるものとします。
- (6)その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従います。
3. (1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、執行役員、従業員又は契約社員の地位を保有していることとします。
- (2)相続その他の一般承継により新株予約権を取得したものによる新株予約権の行使は認めないこととします。

- (3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権行使することができないものとします。
(4)前各項にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって新株予約権の権利行使を認めた場合、当該決議の内容に従って新株予約権行使できるものとします。
(5)その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従います。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

業績目標連動型募集新株予約権（有償ストック・オプション）

当社は、2025年2月13日開催の取締役会決議に基づき、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたりより一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、以下のとおり、業績条件又は株価条件の達成状況に応じて権利行使が可能となる新株予約権を有償にて発行いたしました。

第25回新株予約権 (ストック・オプション)	
発行決議日	2025年2月13日
新株予約権の数	6,946個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 694,600株
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり 6,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり 137,300円 (1株当たり 1,373円)
権利行使期間	自 2028年1月1日 至 2033年3月13日
行使の条件	(注) 1
付与対象者の区分及び人数	取締役 (社外取締役及び監査等委員を除く) 取締役 (監査等委員) 当社従業員 子会社従業員 3名 2名 10名 2名

(注) 1. (1)本新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、2026年3月期乃至2030年3月期(以下、「条件判定期間」という。)において、以下に掲げる①業績条件及び②株価条件の双方を達成した場合(①及び②中に記載の各個別条件は、条件判定期間中に一度でも達成すれば足り、同時に充足していることを要しません。)に限り、①及び②中に記載の各個別条件の達成状況に応じて、③に定める行使可能割合(以下、「行使可能割合」といいます。)を上限として本新株予約権行使することができます。

①業績条件

- (i) 当社の連結売上高が200億円(且つ、リカーリング収益が140億円)を超過すること
- (ii) 当社のNon-GAPPの連結営業利益率が10%を超過すること
- (iii) 当社の連結Profitable Growth※が40%を超過すること

② 株価条件

- (i) 連続する20日間（東京証券取引所の営業日を基準とします）の当社株価の平均値が一度でも1株当たり2,200円(本新株予約権の割当日時点で時価総額が1,000億円相当)を超過した場合
- (ii) 連続する20日間（東京証券取引所の営業日を基準とします）の当社株価の平均値が一度でも1株当たり3,300円(本新株予約権の割当日時点で時価総額が1,500億円相当)を超過した場合

③ 行使可能割合

(i) 以下の(ア)及び(イ)の割合を乗じた割合とします。

(ア)①記載の個別条件3つのうち、条件判定期間中に全て達成した場合は100%、いずれか2つ達成した場合は50%（1つのみの場合は0%）

(イ)②(i)の条件を達成した場合は50%、②(ii)の条件を達成した場合は100%

なお、本項における用語の定義は以下のとおりとします。

- 「リカーリング収益」とは、各期における有価証券報告書にて「リカーリング収益（プラットフォーム利用料）」として説明及び開示される収益を指します。

- 「Non-GAAP連結営業利益率」とは、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同じ。）及び連結キャッシュ・フロー計算書（連結キャッシュ・フロー計算書を作成していない場合にはキャッシュ・フロー計算書。以下同じ。）における「営業利益（J-GAAP）」、「のれん償却額」及び「株式報酬費（及び株式報酬に準じるファントムストック等を含む）」の合計を連結売上高で除した数を指すものとし、適用される会計基準の変更等が発生し当社の連結損益計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとします。

- 連結Profitable Growthとは、リカーリング収益の対前年度成長率及びNon-GAAP連結営業利益率の合計を指します。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、及び従業員（契約社員等、契約形態の如何を問わず、実質的に従業員と同等の業務に従事する者を含む）の地位（以下、「従業員等の地位」という。）にあった者は、新株予約権行使時においても継続して従業員等の地位にある場合に限り、他の新株予約権の行使の条件を充足している（行使ができなくなる条件に該当しないことも含む。以下同じ。）ことを条件に、本新株予約権行使することができるものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。なお、新株予約権者が従業員等の地位を喪失した日から1年間は、他の新株予約権の行使の条件を充足していることを条件に、従業員等の地位を喪失した時点まで行使可能となっていた部分につき新株予約権行使することができるものとします。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めません。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

(6) 前(2)から(5)の規定にかかわらず、当社が当社取締役会決議によって本新株予約権の権利の行使を認めた場合、当該決議の内容に従って本新株予約権行使することができるものとします。

(7) その他新株予約権の行使の条件については、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に従います。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
玉川 憲	代表取締役社長 CEO	Soracom Global, Inc. Director
安川 健太	常務取締役CTO	Soracom Global, Inc. CEO
五十嵐 知子	取締役CFO	SORACOM CORPORATION, LTD. Director Soracom Global, Inc. Director
藤井 彰人	取締役	KDDI株式会社 執行役員 先端技術統括本部長 KDDI Digital Divergence Holdings株式会社 代表取締役社長 Scrum Inc. Japan株式会社 取締役 株式会社フライウィール 取締役 株式会社ELYZA 取締役
福原 成吾	取締役 (常勤監査等委員)	
入山 章栄	取締役 (監査等委員)	早稲田大学大学院 早稲田大学ビジネススクール 教授 ロート製薬株式会 社外取締役 三櫻工業株式会社 社外取締役 株式会社セプテニー・ホールディングス 社外取締役
伊佐山 元	取締役 (監査等委員)	World Innovation Lab General Partner & CEO 株式会社WIL 代表取締役 Intertrust Technologies Corporation 社外取締役 株式会社Blue Lab 社外取締役 みずほイノベーション・フロンティア株式会社 社外取締役 株式会社UPSIDER 社外取締役

- (注) 1. 取締役 入山 章栄及び伊佐山 元は、社外取締役であります。
 2. 当社は、取締役 入山 章栄及び伊佐山 元を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 監査等委員 福原 成吾は、通信業界への深い見識、複雑な当社事業内容へ理解、豊富な海外通信会社での企業運営経験・実績を有するものであります。
 4. 監査等委員 入山 章栄は、グローバル経営を専門分野とする研究者としての専門的かつ豊富な経験・実績と幅広い見識を有するものであります。
 5. 監査等委員 伊佐山 元は、World Innovation Lab のGeneral Partner & CEOとして、ベンチャーキャピタル事業における長期の職務経験と他の会社における役員としての豊富な経験及びそれらを通じて培われた幅広い見識を有するものであります。
 6. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。
 委員長 福原 成吾、委員 入山 章栄、委員 伊佐山 元

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査等委員である取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任について法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる旨定款に定めております。

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査等委員である取締役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査等委員である取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときには限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の故意又は重大な過失に起因する損害等については填補の対象外としております。

(4) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査担当者と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、福原成吾氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 決定方針の決定方法

取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役の個人別の報酬等の決定方針につきまして、代表取締役社長、社外取締役（監査等委員）2名で構成する指名報酬委員会に諮問し、その助言を受けて取締役会において決議しております。

ロ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内で支給しております。

取締役（社外役員を除く）の報酬は、基本報酬、業績連動型賞与、株式報酬で構成されます。業務執行を担当せず、経営の監督機能を担う社外取締役には、業績等により変動することのない定額の「基本報酬」を基本としますが、グローバルな観点で優秀な人材確保を目的として中長期のインセンティブ報酬として「株式報酬」の支給を可能としております。

個人別の基本報酬については、指名報酬委員会の助言を受けて取締役会決議により決定いたします。

当社の取締役報酬水準は、国内外の同業他社又は同規模の他社との比較及び当社の経営状況などを勘案し、決定しております。また、外部専門機関による客観的な調査データを参考に、毎年、指名報酬委員会にて報酬水準の妥当性を検証しております。

基本報酬は役位別の定額を月例で支払う金銭報酬としております。

取締役（社外取締役を除く）の業績連動型賞与は、各事業年度の別途定める目標達成率に応じて算出された額を賞与として、毎年、一定の時期又は基本報酬と合算し月額均等で支給される金銭報酬としております。

取締役（社外取締役を除く）に対しては、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬及び業績連動型賞与と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、株式報酬を付与いたします。個別の取締役に付与する株式報酬の種類、個数は別途定めることとし、その個数は、株価、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して決定しております。

業務執行を担当せず、経営の監督機能を担う社外取締役に対し、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブ付与を目的として、毎年一定の時期に、株主総会において基本報酬とは別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、株式報酬を付与いたします。個別の取締役に付与する株式報酬の種類、個数は別途定めることとし、その個数は、株価、個別の取締役の役位、職責、在任年数その他業績も総合考慮して決定いたします。

ハ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うと取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名報酬委員会において審議しております。指名報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針と報酬等の内容を決定する具体的方法の内容（算定方法）の整合性、当該算定方法と報酬等の内容の整合性について審議を行ったうえで取締役会に助言しております。個人別の報酬等につきましては、指名報酬委員会で審議された算定方法及び報酬の内容は適切に取締役会に報告されており、取締役会も前記方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬については2021年6月17日開催の定時株主総会の決議により、監査等委員である取締役の報酬については2024年6月26日開催の定時株主総会の決議により、それぞれの報酬総額の限度額を決定しております。金銭報酬の総額について、取締役（監査等委員であるものを除く。）については、年額150百万円以内とし、監査等委員である取締役の金銭報酬は年額40百万円以内とする旨のご承認をいただいております。当該決議をご承認いただいた時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は5名、監査等委員の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2023年3月期より、取締役会の意思決定の透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会を設置しております。同委員会は代表取締役社長 玉川 憲、社外取締役（監査等委員） 入山 章栄及び伊佐山 元で構成しており、取締役が受ける報酬等の方針や取締役の個人別の報酬等の内容を審議のうえ、取締役会に答申することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容は指名報酬委員会の助言を受けて、取締役会において決議しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	105,667 (-)	105,667 (-)	- (-)	- (-)	4 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	22,263 (10,500)	22,263 (10,500)	- (-)	- (-)	3 (2)

- 当事業年度末日時点の取締役（監査等委員を除く）4名、監査等委員は3名（うち社外監査役は2名）であります。
 - 上記には2024年6月26日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。
 - 取締役（監査等委員を除く）1名は、無報酬であり、これらの取締役は上記から除いております。
- ⑤ 業績連動報酬等に関する事項
該当事項はありません。
- ⑥ 非金銭報酬等の内容に関する事項
該当事項はありません。

（5）社外役員に関する事項

重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

- 社外取締役 入山 章栄の兼職先と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
- 社外取締役 伊佐山 元がGeneral Partner & CEOを務めるWorld Innovation Labの同Ⅲ号ファンドは、当社の普通株式を3,261,200株保有しています。また、同氏が代表取締役を務める株式会社WiLと当社との特別な利害関係はありません。その他、同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

当事業年度における主な活動状況

役職名	氏名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	入山 章栄	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会13回の全てに出席し、大学教授としての見識に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。
社外取締役 (監査等委員)	伊佐山 元	当事業年度に開催された取締役会12回及び監査等委員会13回の全てに出席し、グローバル企業経営に関する経験と知見を活かし、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。

2024年4月から2025年3月までに開催された取締役会は12回であり、上記の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あづさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	52,940千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。
3. 当社の子会社であるSORACOM CORPORATION, LTD.は、当社の会計監査人以外の監査人（外国における公認会計士又は監査法人に相当する資格を有する者）による監査（会社法又は金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は会計監査人の解任又は不再任を決定いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査等委員会は、上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社では、取締役及び使用人が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行います。
- (b) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
- (c) 取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行います。
- (d) 監査等委員は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査します。
- (e) 社内の通報窓口につながるホットラインを備え、相談や通報の仕組み（以下、「内部通報制度」という。）を構築します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- (a) 文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む。）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理します。
- (b) 情報管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) HQ Adminがリスク管理を主管し、リスク管理規程に基づき、リスクマネジメント活動を円滑、適正に推進します。リスクが顕著化した場合又はリスクが顕著化する恐れがある場合、リスク管理規程に基づき迅速に対応します。
- (b) 監査等委員会及び内部監査担当者は、リスクマネジメント体制の実効性について監査します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会規則に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行について協議・検討します。
- (b) 取締役会規則、組織規程、業務分掌規程、決裁権限規程等に基づき、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織体制を構築します。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a) 職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立します。
 - (b) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営します。
 - (c) 個人情報管理責任者を定め、同責任者を中心とする個人情報保護体制を構築し、運営します。また、同責任者の指揮下に事務局を設け、適正な個人情報保護とその継続的な改善に努めます。
- ⑥ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、ミッション、バリューを共有し、当社グループ内の経営資源を最大限に活用し、当社グループ全体の企業価値の最大化を図るため、以下の措置を講じます。
- (a) 適正なグループ経営を推進するため関係会社管理規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、重要事項の執行については同規程に従い、子会社から当社へ事前に共有させることとし、当社の関与のもと当社グループとしての適正な運営を確保します。
 - (b) 上記③の損失の危険の管理に関する事項については、グループ各社に適用させ、当社において当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
 - (c) 当社の内部監査担当者は、グループ各社における業務が法令及び定款に適合し、かつ適切であるかについての内部監査を行い、監査結果を代表取締役に報告するとともに、監査等委員及び会計監査人とも共有します。
- ⑦ 監査等委員がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項
- (a) 監査等委員は、監査等委員の指揮命令に服する使用者（以下、「監査等委員の補助者」という。）を置くことを取締役会に対して求めることができます。
 - (b) 監査等委員の補助者は、監査等委員の指揮命令に従い、監査等委員会監査に必要な情報を収集します。
 - (c) 監査等委員の補助者の人事異動、人事評価及び懲戒処分については、監査等委員の事前の同意を必要とします。
 - (d) 監査等委員の補助者は、監査等委員に同行して、取締役会その他の重要会議、代表取締役や会計監査人との定期的な意見交換に参加することができます。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を受けることができます。
- ⑧ 取締役及び使用者が監査等委員に報告するための体制
- (a) 取締役及び使用者は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員に報告します。
 - (b) 取締役及び使用者は、監査等委員の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告します。

- ⑨ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員に報告するための体制
- (a) 子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。
 - (b) 子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については、これを発見次第、遅滞なく監査等委員に報告します。
 - (c) 報告した者に対しては、人事評価及び懲戒等において、通報の事実を考慮してはならず、報告した者は、自身の異動、人事評価及び懲戒等について、その理由の調査を監査等委員に依頼することができます。
- ⑩ 監査等委員の職務の遂行について生じる費用債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は速やかに処理します。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査等委員は担当の役員に事前に通知するものとします。
- ⑪ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員は、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行います。
 - (b) 監査等委員は、必要に応じて会計監査人と意見交換を行います。
 - (c) 監査等委員は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の助力を得ることができます。
 - (d) 監査等委員は、定期的に内部監査担当者と意見交換を行い、連携の強化を図ります。
- ⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、財務報告に係る内部統制を整備し、運用を行います。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (a) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを社内に周知し明文化しています。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消します。
 - (b) HQ Adminを反社会的勢力排除の責任部門と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行います。また、反社会的勢力による被害を未然に防止するための体制を構築するとともに、役員及び使用人が基本方針を遵守するよう教育・研修を行います。
 - (c) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び弁護士等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築します。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (a) 取締役会において定めた「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システム及びリスク管理体制の運用を行っております。
- (b) 定例の取締役会を毎月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行について協議・検討しました。
- (c) 監査等委員会においては、決議された監査方針、監査計画に基づき、重要会議への出席、取締役（代表取締役を含む）及び使用人の職務状況インタビューによる取締役の業務執行状況を監査したほか、内部監査担当者からの内部監査報告の聴取、重要書類監査、部門及び子会社監査を行いました。
- (d) 内部監査担当者は、監査計画に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会への出席のほか、監査等委員会との意見の交換、重要書類監査、部門及び子会社監査を行いました。
- (e) リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を四半期ごとに開催し、従業員からの広範なリスク提案を募り、それに対処するための取り組みを実施しました。リスクに対するアプローチを、全従業員と共有し、透明性のある情報共有を行いました。
- (f) 内部通報窓口として、HQ Admin及び監査等委員会並びに内部監査担当者への連絡窓口を設置しております。これにより、従業員等に重要な問題を報告し、適切な対応がなされる手段を確保しています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要な課題として位置付けております。現時点では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を実施できる旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができます。剰余金の配当の決定機関は、取締役会であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	第12期
資産の部	
流動資産	12,308,184
現金及び預金	8,917,773
売掛金及び契約資産	2,428,028
商品	386,580
その他	579,822
貸倒引当金	△4,021
固定資産	1,077,945
有形固定資産	85,670
建物	40,018
その他	45,651
無形固定資産	554,279
ソフトウェア	321,256
ソフトウェア仮勘定	92,517
のれん	47,516
その他	92,989
投資その他の資産	437,996
投資有価証券	161,600
繰延税金資産	105,755
その他	170,640
繰延資産	17,219
株式交付費	17,219
資産合計	13,403,349

科目	第12期
負債の部	
流動負債	2,319,939
買掛金	814,117
1年内返済予定の長期借入金	249,996
リース債務	12,666
契約負債	836,503
製品保証引当金	26,203
賞与引当金	67,258
株主優待引当金	1,601
その他	311,593
固定負債	728,389
長期借入金	687,505
資産除去債務	13,960
その他	26,923
負債合計	3,048,329
純資産の部	
株主資本	9,878,888
資本金	2,746,660
資本剰余金	6,277,214
利益剰余金	855,057
自己株式	△42
その他の包括利益累計額	180,208
為替換算調整勘定	180,208
新株予約権	257,171
非支配株主持分	38,751
純資産合計	10,355,020
負債・純資産合計	13,403,349

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	第12期	
売上高		8,993,031
売上原価		3,959,965
売上総利益		5,033,066
販売費及び一般管理費		4,376,526
営業利益		656,539
営業外収益		
受取利息	4,294	
その他	37	4,331
営業外費用		
支払利息	5,302	
為替差損	26,323	
上場関連費用	1,043	
株式交付費	8,535	
その他	48	41,253
経常利益		619,617
特別損失		
投資有価証券評価損	198,302	198,302
税金等調整前当期純利益		421,314
法人税、住民税及び事業税	92,475	
法人税等調整額	△9,481	82,994
当期純利益		338,319
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		△14,396
親会社株主に帰属する当期純利益		352,716

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	2,004,762	5,532,316	502,341	—	8,039,420
当期変動額					
新株の発行	741,897	744,897			1,486,794
親会社株主に 帰属する当期純利益			352,716		352,716
自己株式の取得				△42	△42
連結範囲の変動					—
連結子会社の増資に による持分の増減					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	741,897	744,897	352,716	△42	1,839,467
2025年3月31日残高	2,746,660	6,277,214	855,057	△42	9,878,888

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2024年4月1日残高	205,500	205,500	159,519	—	8,404,441
当期変動額					
新株の発行					1,486,794
親会社株主に 帰属する当期純利益					352,716
自己株式の取得					△42
連結範囲の変動				9,635	9,635
連結子会社の増資に による持分の増減				43,512	43,512
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△25,291	△25,291	97,651	△14,396	57,963
当期変動額合計	△25,291	△25,291	97,651	38,751	1,950,578
2025年3月31日残高	180,208	180,208	257,171	38,751	10,355,020

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

Soracom Global, Inc.

SORACOM CORPORATION, LTD.

株式会社キャリオット

連結範囲の変更

当連結会計年度において、株式会社キャリオットの株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～20年

② 無形固定資産（のれん、リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについて、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

③ のれん

その効果の発現する期間を合理的に見積り、7年で均等償却を行っております。

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（3）重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③ 製品保証引当金 顧客に販売した一部デバイスの交換に伴う作業費用について、対象となるデバイスの数量、デバイス1個当たりの交換対応費用等の予測に基づき将来の発生見込み額を計上しております。
- ④ 株主優待引当金 株主優待制度に基づくクーポン利用による売上値引発生に備えるため、その発生見込み額を計上しております。

（4）重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関するIoTプラットフォーム事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① リカーリング収益（プラットフォーム利用料）

プラットフォームサービスの提供については、顧客との間に締結した契約約款に基づいてサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

② 商品販売

商品販売については、顧客との間に締結した契約約款に基づいて商品を提供することが履行義務であり、商品の出荷又は引渡時点において顧客に当該商品に対する支配が移転すると判断し、収益を認識しております。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

③ 業務受託（その他）

業務受託にかかる収入は、プロフェッショナルサービスによる収入や個別の業務受託による収入であります。

プロフェッショナルサービスについては、サービス提供に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

個別の業務受託については、契約締結の都度、契約期間や納期を設定しており、役務提供が完了し、顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、期間が長く、金額的重要性のある契約については、顧客との契約における義務を履行することにより別の用途に転用することができない資産が生じるため、一定期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足にかかわる進捗度を見積り、当該進捗度にもとづき収益を一定の期間にわたり認識しております。この進捗度の測定は、契約ごとの見積総工数に対する発生工数にもとづくインプット法を採用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年で均等償却しております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 105,755千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性を判断した上で、回収可能性がないと見積られる金額を評価性引当額として控除しております。繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、将来の課税所得に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有する

と考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得の発生額は、取締役会によって承認された来年度予算を基礎としており、顧客との交渉状況を踏まえた新規受注の獲得見込み等を主要な仮定として見積っております。

ただし、当該見積りには不確実性を伴い、これに関する経営者による判断が繰延税金資産の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

2. 製品保証引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 製品保証引当金 26,203千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、顧客に販売した一部デバイスについて、将来発生する交換に伴う作業費用に備えるため、その発生見込み額を製品保証引当金として計上しております。

将来発生するデバイスの交換に伴う作業費用は、対象となるデバイスの数量、デバイス1個当たりの交換対応費用等の予測に基づき合理的に見込まれる金額を算定しております。この見積りには不確実性が含まれており、前提条件の変化等により、実際の発生額と異なる場合があり、引当金の追加計上もしくは戻入が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 118,331千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 「顧客との契約から生じる収益」は、連結注記表（収益認識に関する注記）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載しております。

2. 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費 17,621千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 45,153,515株

2. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 4,993,723株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。事業に必要な資

金については自己資金により賄う方針ですが、短期的な運転資金が必要となる場合には、銀行借入により調達する方針であります。なお、デリバティブ取引については行わない方針であり、リスク回避のためにデリバティブ取引を行う必要が生じた場合には、規程等の整備を行ったうえで実行する方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、非上場株式であり、信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財政状態を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

為替リスクについては、通貨別月別の為替変動を定期的にモニタリングしております。

③ 流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち47.0%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」及び「買掛金」の連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

また、「リース債務」については金額的重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

(2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額

市場価格のない株式等は、2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額を記載しておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は下記のとおりであります。

(単位：千円)

区分	2025年3月31日
投資有価証券（非上場株式）	161,600

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8,917,773	—	—	—
売掛金及び契約資産	2,428,028	—	—	—
合計	11,345,802	—	—	—

(4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
リース債務	12,666	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

		IoTプラットフォーム事業
リカーリング収益 (プラットフォーム利用料)		6,562,193
インクリメンタル収益	商品販売	1,715,493
	その他	715,343
	小計	2,430,837
外部顧客への売上高		8,993,031

- (注) 1. リカーリング収益はIoTプラットフォームの利用料等、サービスを継続的に提供することにより生じるものであります。
 2. 商品販売は、IoTプラットフォームの利用に必要なSIMやデバイス等の販売であります。
 3. その他の主なものはソフトウェア開発等の業務受託等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	1,738,045	2,422,528
契約資産	—	5,500
契約負債	972,145	836,503

契約資産は、一部顧客との役務提供契約について、期末日時点で未請求の履行義務に係る対価に対するものであります。契約資産は、顧客が検査した時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主にIoTプラットフォーム事業にかかる販売契約の支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。一部の前受金については、サービス

提供期間の取引価格の総額を提供開始日に受け取っており、顧客と約束した対価の額と当該サービスの通常の取引価格との差額に重要性があり、また、当該サービスを顧客に提供する時点と顧客が支払を行う時点との間の予想される期間が概ね5年と長期にわたり、関連する市場金利が相当程度高く金融要素に対する影響が大きいと考えられることから、重要な金融要素を含んでいると判断しております。重要な金融要素を含むと判断している前受金については、契約における取引開始日において顧客との間で独立した金融取引を行う場合に適用されると見積もられる割引率を用いて、当該サービスの通常の提供価格より金利相当額の影響を排除する方法により、重要な金融要素を調整し取引価格を算定しております。この調整に関する金利相当額については、サービスの提供開始日から提供終了日までの期間にわたって認識しております。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は672,086千円あります。当連結会計年度において、契約負債残高に重要な変動はなく、過去の期間に充足した履行義務から認識した売上高はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	573,780
1年超2年以内	79,128
2年超3年以内	21,327
3年超4年以内	7,382
4年超5年以内	6,657
5年超	861
合計	689,139

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たりの純資産額
222円78銭
2. 1株当たりの当期純利益
7円84銭

(重要な後発事象に関する注記)

(株式取得（子会社化）)

当社は、2025年5月12日付「丸紅I-DIGIOホールディングス株式会社が設立する新会社（名称未定）の株式取得（子会社化）に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、2025年5月12日付の取締役会において、丸紅I-DIGIOホールディングス株式会社（以下、「丸紅I-DIGIO」といいます。）が丸紅ネットワークソリューションズ株式会社（以下、「丸紅ネットワーク」といいます。）のMVNO事業を吸収分割により承継する目的で設立する新会社（以下、「新会社」といいます。）の株式を一部取得（以下、「本株式取得」といいます。）し、子会社（合弁会社）化することを決議いたしました。これに基づき、同日付で株式譲渡契約を締結しております。

なお、新会社は当社の連結子会社となります。

(1) 株式取得の理由

当社は、IoT通信プラットフォーム「SORACOM」の提供を通じて、IoTを活用した企業のDX推進を支援しており、通信・クラウド・デバイスを統合したサービスを国内外で展開しています。クラウド上に構築された自社開発の通信制御・管理基盤を強みに、グローバルで700万回線超の導入実績を有し、企業のニーズに応じた柔軟なIoT接続サービスを提供しています。一方、丸紅ネットワークは、法人向けにモバイルワーカー向け通信、IoT回線、プリペイド通信などを展開しており、安定した通信基盤と運用体制を有しております。

このたび、丸紅ネットワークのMVNO事業を吸収分割により承継する目的で、丸紅ネットワークの完全親会社である丸紅I-DIGIOが新会社を設立し、当社がその51%の株式を取得することで、新会社を当社の連結子会社（合弁会社）とすることを決定いたしました。

新会社は、当社のIoT通信プラットフォーム運営に関する技術力と、丸紅ネットワークが有する法人通信サービスの運用ノウハウ、さらに丸紅グループが保有する広範な法人顧客ネットワークを融合させることで、法人及びIoT向けの総合的かつ高付加価値な無線通信サービスを提供する体制を構築します。

(2) 子会社（合弁会社）の概要

① 名称	未定（注）1
② 所在地	東京都文京区後楽二丁目6番1号
③ 代表者	未定（注）1
④ 事業内容	MVNO事業（法人・IoT向け無線通信サービスの提供）
⑤ 資本金	未定（注）1
⑥ 設立年月日	2025年5月30日
⑦ 大株主及び持株比率	丸紅I-DIGIOホールディングス株式会社：100%

（注）1. 現時点では未定であり、確定次第速やかにお知らせいたします。

(3) 株式取得の相手（合弁相手）先の概要

① 名称	丸紅I-DIGIホールディングス株式会社	
② 所在地	東京都文京区後楽二丁目6番1号	
③ 代表者	代表取締役社長 佐藤 由浩	
④ 事業内容	情報通信業に係る子会社の経営管理	
⑤ 資本金	310百万円	
⑥ 設立年月日	2023年4月3日	
⑦ 当社と当該会社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当該連結子会社との間で営業上の取引関係があります。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(4) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得株式数	普通株式5,100株 (議決権の数：5,100個)
取得価額	非開示（注） 1
取得後の持分比率	51%

(注) 1. 本株式取得に係る取得価額は、当社純資産の15%未満であります。

(5) 日程

本株式取得の実行日	2025年8月1日（予定）
-----------	---------------

(6) 今後の見通し

本件による連結子会社化に伴う当社連結業績への取込みは、2026年3月期第2四半期からとなります。

なお、本取引に伴う影響については、2025年5月14日公表の2026年3月期連結業績予想に反映しております。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	第12期
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	10,132,407
売掛金及び契約資産	7,741,538
商品	1,786,076
前渡金	212,151
前払費用	72,939
その他	315,728
貸倒引当金	4,777
	△804
	1,199,583
固定資産	
有形固定資産	
建物	53,588
工具、器具及び備品	36,529
無形固定資産	
ソフトウェア	17,058
ソフトウェア仮勘定	473,839
その他	288,333
	92,517
	92,989
投資その他の資産	
投資有価証券	672,155
関係会社株式	161,600
繰延税金資産	261,640
その他	101,468
	147,446
繰延資産	
株式交付費	17,219
	17,219
資産合計	11,349,209

科目	第12期
負債の部	
流動負債	
買掛金	1,847,843
1年内返済予定の長期借入金	775,390
未払金	249,996
未払費用	218,068
未払法人税等	19,880
契約負債	33,351
製品保証引当金	477,916
賞与引当金	26,203
株主優待引当金	25,848
その他	1,601
	19,587
固定負債	
長期借入金	701,465
資産除去債務	687,505
	13,960
負債合計	2,549,309
純資産の部	
株主資本	
資本金	8,542,728
資本剰余金	2,746,660
資本準備金	6,274,214
利益剰余金	6,274,214
その他利益剰余金	△478,102
繰越利益剰余金	△478,102
自己株式	△478,102
	△42
新株予約権	257,171
純資産合計	8,799,900
負債・純資産合計	11,349,209

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 : 千円)

科目	第12期	
売上高		5,932,287
売上原価		2,522,364
売上総利益		3,409,922
販売費及び一般管理費		3,059,725
営業利益		350,196
営業外収益		
受取利息	4,214	
為替差益	238	
その他	36	4,489
営業外費用		
支払利息	5,130	
上場関連費用	1,043	
株式交付費	8,535	14,709
経常利益		339,977
特別損失		
投資有価証券評価損	198,302	198,302
税引前当期純利益		141,674
法人税、住民税及び事業税	10,157	
法人税等調整額	△9,271	885
当期純利益		140,789

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
2024年4月1日残高	2,004,762	5,532,316	5,532,316
事業年度中の変動額			
新株の発行	741,897	741,897	741,897
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計	741,897	741,897	741,897
2025年3月31日残高	2,746,660	6,274,214	6,274,214

(単位：千円)

	株主資本				新株予約権	純資産合計		
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計				
	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計						
	繙越 利益剰余金							
2024年4月1日残高	△618,892	△618,892	—	6,918,187	159,519	7,077,707		
事業年度中の変動額								
新株の発行				1,483,794		1,483,794		
当期純利益	140,789	140,789		140,789		140,789		
自己株式の取得			△42	△42		△42		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）					97,651	97,651		
事業年度中の変動額合計	140,789	140,789	△42	1,624,541	97,651	1,722,193		
2025年3月31日残高	△478,102	△478,102	△42	8,542,728	257,171	8,799,900		

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
----	--

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～20年
工具、器具及び備品	3～10年

(2) 無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) のれん

その効果の発現する期間を合理的に見積り、7年で均等償却を行っております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

.....従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 製品保証引当金

.....顧客に販売した一部デバイスの交換に伴う作業費用について、対象となるデバイスの数量、デバイス1個当たりの交換対応費用等の予測に基づき将来の発生見込み額を計上しております。

(4) 株主優待引当金

.....株主優待制度に基づくクーポン利用による売上値引発生に備えるため、その発生見込み額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関するIoTプラットフォーム事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) リカーリング収益（プラットフォーム利用料）

プラットフォームサービスの提供については、顧客との間に締結した契約約款に基づいてサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(2) 商品販売

商品販売については、顧客との間に締結した契約約款に基づいて商品を提供することが履行義務であり、商品の出荷又は引渡時点において顧客に当該商品に対する支配が移転すると判断し、収益を認識しております。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年で均等償却しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

1.当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	101,468千円
--------	-----------

2.識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性を判断した上で、回収可能性がないと見積られる金額を評価性引当額として控除しております。繰延税金資産の回収可能性を判断する際には、将来の課税所得に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。将来の課税所得の発生額は、取締役会によって承認された来年度予算を基礎としており、顧客との交渉状況を踏まえた新規受注の獲得見込み等を主要な仮定として見積っておりま

す。

ただし、当該見積りには不確実性を伴い、これに関する経営者による判断が繰延税金資産の計上額に影響を及ぼす可能性があります。

製品保証引当金

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

製品保証引当金	26,203千円
---------	----------

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、顧客に販売した一部デバイスについて、将来発生する交換に伴う作業費用に備えるため、その発生見込み額を製品保証引当金として計上しております。

将来発生するデバイスの交換に伴う作業費用は、対象となるデバイスの数量、デバイス1個当たりの交換対応費用等の予測に基づき合理的に見込まれる金額を算定しております。この見積りには不確実性が含まれており、前提条件の変化等により、実際の発生額と異なる場合があり、引当金の追加計上もしくは戻入が必要となる可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	46,559千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	557,392千円
短期金銭債務	150,499千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	1,762,983千円
仕入高	305,044千円
販売費及び一般管理費	852,032千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	30株
------	-----

税効果会計関係に関する注記

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

税務上の繰越欠損金、投資有価証券評価損、株式報酬費用及び未払事業税等であり、評価性引当額379,483千円を控除しております。

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

資産除去債務に対応する除去費用であります。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記）4. 会計方針に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主	KDDI 株式会社	被所有 直接40.68%	役員の兼任業務の受託	プラットフォームサービスの提供及び研究開発等の業務受託 (注1)	938,730	売掛金	509,687

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) プラットフォームサービスは継続取引であり、契約毎に取引条件の妥当性について検討の上、決定しております。また、業務受託のうち、研究開発等については、都度見積書を提出し、交渉の上取引しております。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	Soracom Global, Inc.	所有 直接100.00%	役員の兼任業務の委託	マーケティング業務の委託 (注1)	861,042	前渡金	46,772
子会社	SORACOM CORPORATION, LTD.	所有 直接100.00%	役員の兼任業務の受託	ライセンス収入 (注1) 売掛金の回収代行	808,777 1,283,983	未収入金 未払金 (注2)	— 113,127

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 未払金残高は、当社が売掛金の回収を代行した金額から、ライセンス収入による未収入金を控除した金額であります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	189円19銭
1株当たり当期純利益	3円13銭

重要な後発事象に関する注記

(株式取得（子会社化）)

詳細については、連結計算書類の【連結注記表】（重要な後発事象に関する注記）をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社ソラコム
取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤太基
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧浦晶平

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ソラコムの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ソラコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するため、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社ソラコム
取締役会 御中

有限責任あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐藤太基
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 瀧浦晶平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ソラコムの2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書曰までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、オンライン形式の手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準等に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当者と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社ソラコム 監査等委員会

常勤監査等委員 福原成吾
監査等委員 入山章栄
監査等委員 伊佐山元

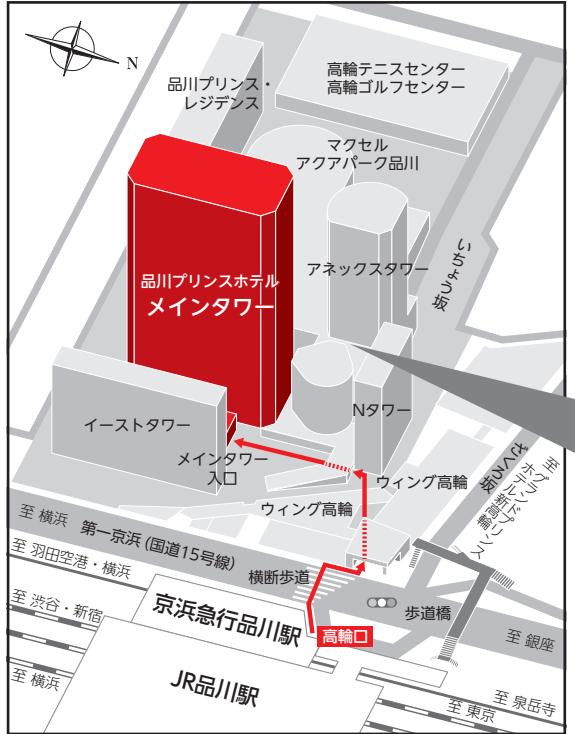
(注) 監査等委員入山章栄及び伊佐山元は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場 ご案内図

品川プリンスホテル メインタワー30階「ダイヤモンド30」

東京都港区高輪四丁目10番30号 TEL 03-3440-1111 (代表)



最寄駅 京急線 品川駅 高輪口 徒歩 3 分

J R 品川駅 中央改札口 (高輪口) 徒歩 3 分

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。